

## 広島県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

東広島市八本松町吉川五〇一〇の一、五〇一二の一、五〇二〇の一

### 二 指定の目的

#### 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐にかかる伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)